

平成31年3月

伊那市議会定例会議案書

平成31年2月25日

平成31年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	辺地に係る総合整備計画について……………	4
議案第2号	伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 の一部を改正する条例……………	7
議案第3号	伊那市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例……………	8
議案第4号	伊那市組織条例及び伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員 会条例の一部を改正する条例……………	10
議案第5号	伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条 例……………	11
議案第6号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例……………	12
議案第7号	伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	13
議案第8号	伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………	16
議案第9号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例……………	18
議案第10号	伊那市鍼灸治療所条例の一部を改正する条例……………	19
議案第11号	伊那市新産業技術推進協議会条例の一部を改正する条例……………	20
議案第12号	伊那市転作促進研修施設条例を廃止する条例……………	21
議案第13号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	22
議案第14号	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例……………	24
議案第15号	伊那市学童クラブ条例の一部を改正する条例……………	25
議案第16号	伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条 例の一部を改正する条例……………	26
議案第17号	財産（建物）の譲与について……………	28
議案第18号	平成30年度伊那市一般会計第5回補正予算について……………	29
議案第19号	平成30年度伊那市国民健康保険特別会計第3回補正予算について…	30
議案第20号	平成30年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予 算について……………	31
議案第21号	平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につい て……………	32
議案第22号	平成30年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	33

議案第23号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第4回補正予算 について……………	34
議案第24号	平成30年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	35
議案第25号	平成30年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	36
議案第26号	平成30年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	37
議案第27号	平成31年度伊那市一般会計予算について……………	38
議案第28号	平成31年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	39
議案第29号	平成31年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…	40
議案第30号	平成31年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	41
議案第31号	平成31年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	42
議案第32号	平成31年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	43
議案第33号	平成31年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……………	44
議案第34号	平成31年度伊那市水道事業会計予算について……………	45
議案第35号	平成31年度伊那市下水道事業会計予算について……………	46
議案第36号	平成31年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	47

辺地に係る総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上新山地区における辺地に係る総合整備計画を定めるため、提案するものであります。

(別紙)

総合整備計画書

長野県伊那市 かみにいやま 上新山 辺地
辺地の人口 3 5 5 人：面積 9.3 Km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上新山
- (2) 地域の中心の位置 伊那市富県 2 4 4 9 番地 1
- (3) 辺地度点数 1 1 5 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の東に位置し、三方を山に囲まれた標高 6 0 0 ～ 1, 0 0 0 メートルの丘陵地に清らかな新山川が流れ、水と緑に囲まれた日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落である。本市では、2 0 1 4 年度（平成 2 6 年度）に本辺地を含む新山地区を「田舎暮らしモデル地域」の第 1 号として指定した。また、県内に 4 地区ある「移住者の受け込み支援に積極的に取り組むモデル地区」の一つとして、長野県の指定を受けている。

本辺地に隣接した北新区に立地する新山保育園は、入園希望者の減少により 2 0 0 9 年度（平成 2 1 年度）から休園していたが、定住促進のための地域活動の成果が現れてきており、2 0 1 4 年度（平成 2 6 年度）に富県保育園の分園として再開した。しかし、現在の建物は、1 9 6 3 年度（昭和 3 8 年度）に建設され 5 5 年が経過した非耐震構造の施設であり、施設の老朽化が深刻な課題となっている。

また、体験交流施設「ふるさと体験館」や、4 6 種類のトンボが飛び交う「トンボの楽園」など、恵まれた自然条件を活かした観光資源が多く点在しているが、新築時の仕様が時代に合わなくなってきたことや施設の老朽化等の理由から、十分に活用できていない状況がある。地域住民による活発な移住・定住促進の活動が展開されている本辺地においては、来訪者や移住希望者と地域住民との交流を深めるため、時代のニーズに沿った新しい付加価値を有する体験交流施設の整備を行う必要がある。

さらに、体験交流施設周辺の市道は、狭く、屈曲した箇所が多く、路面の整備も遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要がある。

3 公共的施設の整備計画

2 0 1 9 年度（平成 3 1 年度）から 2 0 2 3 年度まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
新山保育園建 設事業	伊那市	342,000	0	342,000	96,000
ふるさと体験 館改修事業	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
トンボの楽園 環境整備事業	伊那市	3,000	0	3,000	3,000
道路改良事業 (市道西の平 和手線ほか)	伊那市	76,800	0	76,800	76,800
合 計		427,800	0	427,800	181,800

伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 21 年伊那市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

第 1 条及び第 2 条中「市長」を「市議会議員及び市長」に改める。

第 4 条中「通じて」の次に「、選挙の区分に応じ」を加える。

第 5 条中「、法第 142 条第 1 項第 6 号」を「選挙の区分に応じ法第 142 条第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行するものは、次のとおりとする。

- (1) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（伊那市防災コミュニティセンター条例の一部改正）
- 2 伊那市防災コミュニティセンター条例（平成30年伊那市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第4条第3号中「又は伊那市教育委員会」を削る。
（伊那市スポーツ推進審議会条例の一部改正）
- 3 伊那市スポーツ推進審議会条例（平成18年伊那市条例第192号）の一部を次のように改正する。
第2条中「伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、「し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議」を削る。
第3条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第7条第2項中「教育委員会事務局」を「市の」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。
第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（伊那市体育施設条例の一部改正）
- 4 伊那市体育施設条例（平成18年伊那市条例第193号）の一部を次のように改正する。
第4条第3号中「又は伊那市教育委員会」を削る。
（経過措置）
- 5 この条例の施行前に附則第2項及び第4項の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会が行った承認その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対して行っている承認の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長が行った承認その他の行為又は市長に対して行っている承認の申請その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に附則第3項の規定による改正前の伊那市スポーツ推進審

議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱された伊那市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に附則第3項の規定による改正後の伊那市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により市長から審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱された審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

平成31年2月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市教育委員会の職務権限に属する文化及びスポーツに関する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき市長が管理及び執行することに関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市組織条例及び伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例の一部を改正する条例

（伊那市組織条例の一部改正）

第1条 伊那市組織条例（平成18年伊那市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中
「企画部」を「企画部
文化スポーツ部」に改める。

第2条企画部の項の次に次のように加える。

文化スポーツ部

- (1) 文化振興及び交流促進に関すること。
- (2) スポーツに関すること。

（伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例の一部改正）

第2条 伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例（平成28年伊那市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「耕地林務課」を「50年の森林推進室」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

平成31年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に定めるもののほか、正規の勤務時間外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成 18 年伊那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ばら基金	ばらを活用した事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
------	----------------------------	---------

」を

「

ばら基金	ばらを活用した事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
奨学金返還支援基金	奨学金返還支援による若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手確保に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

奨学金返還支援基金を設置するため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.6」を「100分の6.5」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万円」を「2万3,400円」に改める。

第5条の2第1号中「2万1,000円」を「2万4,400円」に改め、同条第2号中「1万500円」を「1万2,200円」に改め、同条第3号中「1万5,750円」を「1万8,300円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.3」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「6,000円」を「8,800円」に改める。

第7条の3第1号中「6,000円」を「7,900円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,950円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,925円」に改める。

第8条中「100分の1.9」を「100分の2.4」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「8,000円」を「10,300円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「7,700円」に改める。

第23条第1号ア中「1万4,000円」を「1万6,380円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,700円」を「1万7,080円」に改め、同(イ)中「7,350円」を「8,540円」に改め、同(ウ)中「1万1,025円」を「1万2,810円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「6,160円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「5,530円」に改め、同(イ)中「2,100円」を「2,765円」に改め、同(ウ)中「3,150円」を「4,148円」に改め、同号オ中「5,600円」を「7,210円」に改め、同号カ中「4,900円」を「5,390円」に改め、同条第2号ア中「1万円」を「1万1,700円」に改め、同号イ(ア)中「1万500円」を「1万2,200円」に改め、同(イ)中「5,250円」を「6,100円」に改め、同(ウ)中「7,875円」を「9,150円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「4,400円」に改め、同号エ(ア)中「3,000円」を「3,950円」に改め、同(イ)中「1,500円」を「1,975円」に改め、同(ウ)中「2,250円」を「2,963円」に改め、同号オ中「4,000円」を「5,150円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,850円」に改め、同条第3号ア中「4,000円」を「4,680円」に改め、同号イ(ア)中「4,200円」を「4,880円」に改め、同(イ)中「2,100円」を「2,440円」に改め、同(ウ)中「3,150円」を「3,660円」に改め、同号ウ中「1,200円」を「1,760円」に改め、同号エ(ア)中「1,200円」を「1,580円」に改め、同(イ)中「600円」を「790円」に改め、同(ウ)中「900円」を「1,185円」に改め、同号オ中「1,600円」を「2,060円」に改め、同号カ中「1,400円」を「1,540円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年2月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

国民健康保険税の資産割額を廃止するとともに、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る率を改定するため、提案するものであります。

伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民に」の次に「対する」を加える。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例（平成 18 年伊那市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

高遠保育園	伊那市高遠町西高遠 5 3 2 番地	1 2 0
-------	--------------------	-------

」を

「

高遠保育園	伊那市高遠町小原 4 4 2 番地	1 2 0
-------	-------------------	-------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

高遠保育園の移転に伴い、位置の規定を改正するため、提案するものであります。

伊那市鍼灸治療所条例の一部を改正する条例

伊那市鍼灸治療所条例（平成18年伊那市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	料金
初診料	1,000円
施術料（1回につき）	4,000円

備考 初診料は、初めて受診する者又は前回の受診日から6か月以上経過した者から徴収する。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

長谷鍼灸治療所の利用料金を改定するため、提案するものであります。

伊那市新産業技術推進協議会条例の一部を改正する条例

伊那市新産業技術推進協議会条例（平成 2 8 年伊那市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「3 0 人以内」を「3 5 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市新産業技術推進協議会への新たな部会の設置等に当たり、伊那市新産業技術推進協議会の委員を増員するため、提案するものであります。

伊那市転作促進研修施設条例を廃止する条例

伊那市転作促進研修施設条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 2 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上牧転作促進研修センターを廃止するため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

高尾町団地	伊那市山寺2531番地	木造	m ² 30.57	昭和29年度	1戸
	伊那市山寺2110番地	木造	30.57	昭和30年度	2戸
	伊那市山寺2120番地	簡平	20.19	昭和30年度	2戸
	伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度	1戸

」を

「

高尾町団地	伊那市山寺2110番地	木造	m ² 30.57	昭和30年度	2戸
	伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度	1戸

」に、

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	16戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	24戸

」を

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	12戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	20戸

」に、

「

西春近団地	伊那市西春近4935番地	簡平	37.26	昭和38年度	4戸
御園団地	伊那市御園199番地	簡2	43.50	昭和29年度	18戸

」を

「

御園団地	伊那市御園199番地	簡2	43.50	昭和29年度	12戸
------	------------	----	-------	--------	-----

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市営住宅のうち使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市学童クラブ条例の一部を改正する条例

伊那市学童クラブ条例（平成 26 年伊那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「午前 8 時 30 分」を「午前 7 時 45 分」に改める。

第 10 条第 1 項中「月額 5,000 円」を「月額 3,000 円」に改め、同項ただし書中「月額 3,000 円」を「月額 1,800 円」に改め、同条第 3 項中「500 円」を「300 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

学童クラブの開所時間及び使用料を改定するため、提案するものであります。

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の
一部を改正する条例

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 24 年伊那市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第 6 号中「よる」を「基づく」に改め、同項第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同項第 4 号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第 3 条第 1 項第 8 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成 31 年 2 月 25 日提出

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４１号）及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成２９年文部科学省令第４５号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
 - (1) 所在地 伊那市上牧 6 3 5 0 番地 1
 - (2) 名称 上牧転作促進研修センター
 - (3) 構造規模 鉄骨モルタル造り 2 階建て
3 3 8 . 0 9 平方メートル
- 2 譲与する相手先 伊那市上牧 6 3 5 0 番地
上牧区
区長 唐木 秀樹
- 3 譲与する日 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上牧転作促進研修センターを上牧区へ譲与するため、提案するものであります。

平成 30 年度伊那市一般会計第 5 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市一般会計第 5 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成30年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成31年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成31年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 31 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 31 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 31 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 31 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 31 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 31 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝